池村　國雄　木浦　文吉
佐藤　亨　西尾　賢一

従六位に叙する（各通）
岩崎　武治　岡畑　進　樋口　敏雄

正七位に叙する（各通）（以上三月二十六日）
足立　柳信　岡部　善作　宮崎　宏
遊佐　修　淀瀬　文夫

従六位に叙する（各通）
崎濱　秀徳　田上　富雄　戸上　隆志
友田　勝人　名倉　裕　山本　茂晴
渡邊　虎雄

正七位に叙する（各通）（以上三月二十七日）
坂上　景光　佐野　忠雄　吉村　公一

従六位に叙する（各通）
高須　勝雄　立川　信夫

正七位に叙する（各通）
藤江　貞義

従七位に叙する（以上三月二十八日）
樋口　昌臣　諸根　辰次

従六位に叙する（各通）
川口　至

正七位に叙する（以上三月二十九日）

○叙勲

（浜松市議会議員）
松下福治郎

旭日双光章を授けゐ
矢内　義一

旭日単光章を授けゐ（以上三月二十一日）
玉井　洋一　千田　善治

旭日双光章を授ける（各通）
塩澤　久雄　松田　利夫

旭日単光章を授ける（各通）（以上三月二十二日）
君塚　一男　種市千代吉

旭日単光章を授けゐ（各通）（三月二十三日）
（九州大学名誉教授）
藤井　哲

瑞宝中綬章を授ける
池田　浩規　岡崎　勝

瑞宝小綬章を授ける（各通）
阿部　義人　伊村　文雄　牛嶋　實徳
大藤　千之　落合　周次　越野　洋吾
近藤　達朗　沢田　榮稔　塩原　敏男
菅原　伸　丹後　啓一　西川　利一
前田　護　物江又三郎　渡辺　睦郎

瑞宝双光章を授ける（各通）
網野　淳　新井　章夫　議　政臣

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十一日）
（宮城県農業短期大学名誉教授）
伊藤　元彦　齋藤　鋭雄

瑞宝中綬章を授ける（各通）
伊藤　寅

瑞宝小綬章を授ける
飯口　進　江島　修　川崎　正孝
木村　利雄　照喜名定盛　遠山　清夫
所　剛　信岡　貢　山崎　正夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
柿本　豊　木村　昭樹　熊谷　覺
田口　元吉　中川　満三　三浦　利夫
山本　勘一

瑞宝単光章を授けゐ（各通）（以上三月二十二日）
富田　善明

瑞宝小綬章を授ける
小山　茂　葛西　増郎　澤田　吾吉
嶋田　研　滝口　一夫　塚本　晋司
寺坂　元男　中川　延生　中山　悟
古里　豊明　光畑　恒男　村山　惣一
室井　正博

瑞宝双光章を授ける（各通）
風間　榮

瑞宝単光章を授ける（以上三月二十三日）
西尾　賢一

瑞宝小綬章を授ける
荒井　克祐　中嶋　醇

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上三月二十六日）
齋藤　清三　宮崎　宏　遊佐　修

瑞宝双光章を授ける（各通）
足立　柳信　戸上　隆志

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十七日）
佐野　忠雄

瑞宝双光章を授ける（三月二十八日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月二十二日午前九時御出門、東日本大震災に伴う被災地御見舞のため、茨城県北茨城市へ行幸啓、午後七時二十九分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、四月二十六日タンザニア国の国祭日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者清水保の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条第1項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年4月27日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成23年5月6日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園1―5―32　労働委員会会館8階　労働保険審査会

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考
		労働者災害補償保険制度			

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が2以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

平成二十三年度林業普及指導員資格試験の実施について

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第三十六条の規定に基づき、平成二十三年度に実施する林業普及指導員資格試験について次のように公告する。

平成二十三年四月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　試験の方法

㈠　試験は、筆記試験及び口述試験とする。

筆記試験は、専門的知識について行う。

口述試験は、専門的知識、常識その他林業普及指導員として必要な能力について行う。

㈡　筆記試験に合格した者でなければ、口述試験を受けることができない。

二　筆記試験の実施期日及び場所

㈠　実施期日　平成二十三年七月二十三日(土)

㈡　場所　北海道、山形県、東京都、兵庫県及び福岡県

三　口述試験の実施期日及び場所

㈠　実施期日　平成二十三年十一月十日（木）から同月三十日（水）までの間で林野庁長官の指定する日

㈡　場所　東京都

四　受験資格　試験は、森林法施行規則第三十四条及び第三十五条に規定する受験資格を有する者でなければ受験することができない。

五　受験手続

㈠　受験願書等の用紙の交付　受験願書並びに森林法施行規則第三十七条第一項第一号に掲げる履歴書及び同項第三号に掲げる証明書（以下「受験願書等」という。）の用紙は、林野庁森林整備部研究・保全課において交付する。受験願書等の用紙を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定